

【韓国】 選挙区割り方式の見直し

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014年10月30日、憲法裁判所が現行の選挙区の「一票の格差」に対し憲法不合致決定を下した。これを契機として2015年5月29日、新たな区割り方式を規定した公職選挙法一部改正法律案が国会本会議で可決され、同年6月19日に公布・施行された。

1 従来の区割り方式と問題点

韓国の選挙制度は小選挙区比例代表並立制であり、現在の議席数は選挙区246議席、比例区（全国区）54議席の計300議席である。246の選挙区の区割り（画定）方式は、「国会議員地域選挙区区域表」（公職選挙法第25条第2項別表1）に規定されている。

公職選挙法の規定により、これまでは、人口変動等に応じた区割りの見直しのため、4年に1度の総選挙ごとに有識者等で構成される「国会議員選挙区画定委員会」（以下「画定委員会」）が国会に設置され、画定委員会が選挙区画定案（以下「画定案」）を選挙日6か月前までに国会議長に提出することになっていた。ただし、国会は画定案を尊重する義務を有するものの、修正は可能であったため、画定案は参考程度に活用されるのみであった。

前回の総選挙（2012年4月11日実施）の際も、与野党双方が画定案に従わず利害対立を続けた結果、変則的な区割りが行われた上、区割りの遅延による選挙事務への支障も生じたため、制度改革を求める声が上がった。（本誌251-1号（2012年4月）参照）。

2 憲法裁判所の憲法不合致決定と区割り方式の見直し

韓国では2001年に憲法裁判所が提示した基準により、選挙区の人口格差は3倍（選挙区平均人口を基準として±50%）まで許容されていた。しかし、2014年10月30日、憲法裁判所は3倍の人口格差に対し、憲法不合致（違憲状態だが直ちに無効とはしない）決定を下すとともに、立法者に対し、2015年12月31日までに、人口格差を2倍（±約33%）以内に抑えるための立法措置を講ずるよう要求した（本誌262-1号（2015年1月）参照）。

憲法不合致決定により、選挙区の区割りの大幅な変更を迫られた与野党は、国会に設置された政治改革特別委員会（2015年3月18日発足）において、画定案をないがしろにしてきた従来の区割り方式を抜本的に見直す方向で議論を行い、同年5月6日、複数の関連法案を一本化した公職選挙法一部改正法律案を委員会案として国会に提出した。同改正法律案は同月29日、本会議で可決され、6月19日に公布・施行された。

3 改正法の概要（改正前との比較については表を参照）

(1) 画定委員会の中央選挙管理委員会への移管（第24条第2項～第4項）

画定委員会が国会から中央選挙管理委員会（中央選管）に移管され、国会からの独立性が高まった。ただし、①委員9人中8人を国会が選出すること、②政党による委員推薦が可能となったことにより、委員の人選については依然として国会が影響力を有する。

(2) 画定案の国会議長への提出（第 24 条第 11 項）

改正前は、画定委員会は選挙日から 6 か月前までに画定案を国会議長に提出する規定となっていた。法改正により提出時期が前倒しされ、13 か月前までに提出することとなった。

(3) 所管委員会における審査及び画定案の再提出要求（第 24 条の 2 第 3 項～第 6 項）

今回の法改正により、国会において画定案を修正することができなくなった。所管委員会は画定案を遅滞なく審査し、画定案をそのまま反映させた法律案（公職選挙法改正案）を提案しなければならない。同法律案は「選挙区法律案」として、通常法律案とは異なる迅速な処理が行われ、同法律案提案後の最初の本会議で表決される。

ただし、所管委員会における審査の際、画定案が公職選挙法第 25 条第 1 項の基準（人口、行政区域、地勢、交通等）に明らかに違反していると判断される場合は、当該所管委員会の所属委員の 3 分の 2 以上の賛成により、その理由を付して 1 回に限り画定委員会に画定案の再提出を要求することができる。画定委員会は、要求を受けた日から 10 日以内に画定案を国会議長に再提出しなければならない。

(4) 選挙区の確定（第 24 条の 2 第 1 項）

国会は選挙日 1 年前までに国会議員選挙区を確定させなければならない（韓国の国会は解散がないため、公職選挙法の規定により国会議員総選挙の選挙日は事前に確定している）。

表 選挙区の区割り方式の新旧比較（公職選挙法第 24 条～第 24 条の 2 関連）

関連項目	改正前	改正後
画定委員会を設置する機関	国会（非常設）	中央選挙管理委員会（非常設）
画定委員会の設置時期	規定なし	選挙日 18 か月前
画定委員会の構成	11 人以内（委員長互選）	9 人（委員長互選）
画定委員会の委員の決定方法	国会議長が与野党の院内代表と協議	中央選管委員長の指名：1 人 国会所管委員会の議決：8 人
国会議長への画定案提出時期	選挙日 6 か月前まで	選挙日 13 か月前まで
画定委員会の委員を国会に推薦できる者	学界、法曹界、マスコミ、市民団体及び中央選管	学会、法曹界、マスコミ、市民団体、政党等
国会における画定案の修正	可	不可（委員会、本会議とも）
画定委員会に対する国会の画定案再提出要求	規定なし	所管委員会で所属委員の 3 分の 2 以上賛成時、1 回に限り可
画定案の確定方法	法改正（公職選挙法）	改正前と同じ
国会における法案審査	通常法律案と同じ	選挙区法律案として特別扱い
国会による選挙区確定時期	規定なし	選挙日 1 年前まで

参考文献（インターネット情報は 2015 年 6 月 19 日現在である。）

・「공직선거법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z1N5T0B4U3E0J1E4X2H7B1S2A0T4J5>